

答申（収納第2843号）

第1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定は妥当である。

第2 本件諮問に至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年10月5日、出雲市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報開示請求を行った。異議申立人作成の個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容は「H16年からH19年の氏名を〇〇〇〇共有者〇〇〇〇として住所及び個人番号、世帯番号の記入された納付履歴（まちがってもH〇〇.5.31〇〇主査が開示したものではない）」であった。
- 2 実施機関は、平成27年10月16日、条例第16条第2項の規定に基づき、異議申立人の開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、非開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した（収納第2305号）。
- 3 異議申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成27年12月1日、本件開示決定に対する異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第32条第1項の規定に従い、平成27年12月4日、当審査会に諮問書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

真実は一つである。履歴がないこと自態違法なことである。

2 異議申立ての理由

平成27年12月1日付異議申立書記載の異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 保存しない理由がシステムの変更によるものだと〇〇主査が言っているが、何のシステムなのか全ったく説明できないことに不審感を持っているため。
- (2) そもそもそのコピーでさえ〇〇補佐が公文書キキ罪で訴え、出雲署のとり調べを受ける程の重要な公文書と認識している。
- (3) 〇〇〇〇所有の家の固定資産税の履歴が途中で切れることなど、考えられない。
- (4) 徹底した、調査を望む。
- (5) 〇〇課〇課長及び〇〇主査からこの履歴書に記載されている他人の住所が何の問題も無いと説明していることについても審査を求める。

第4 実施機関の主張

1 第3・2(1)について

異議申立人のいう「システムの変更によるもの」との主張については、システムのメーカー、種類等の変更という意味であれば、そうではなく、収納課からは異議申立人に対し、「当該共有物について、宛名（住所、氏名）を変更したことによるもの」と説明している。

異議申立人は、「平成〇〇年5月31日時点で印刷された納付履歴と同様の氏名の印字のもの、すなわち、氏名が「元妻の氏名 共有者 異議申立人の氏名」となっているものが、現在もあるはずだ」と主張するが、滞納整理システムから印刷する帳票については、印刷時点において滞納整理システムに登録されている内容を印刷するものであるため、現在は印刷できない（存在しない）。現在、印刷できるものは、氏名が「異議申立人の氏名 共有者 元妻の氏名」となっているもののみである。

上記のことは、収納課及び資産税課から、異議申立人に対し何度も説明しており、不信感を抱かれることは理解できない。

「納付履歴」は、滞納整理システムに保存する公文書である電磁的記録を、所定の書式に印刷したものである。氏名が「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっている納付履歴は、平成〇〇年5月31日に印刷された〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴しかない。

2 第3・2(2)について

異議申立人のいう「職員も重要な公文書であると認識している」との主張については、そのとおりである。

3 第3・2(3)及び(4)について

異議申立人のいう「納付履歴が途切れることなど考えられない」との主張については、請求した納付履歴が非開示となったことを持って、納付履歴が途切れたとの意味であれば、上記1のとおり、納付履歴の宛名(住所、氏名)が変わったのみであり、納付履歴が途切れているわけではない。

4 第3・2(5)について

異議申立人のいう「他人の住所の漏えい」との主張については、請求者の住所が第三者に漏えいしたわけではなく、異議申立人には訴えの利益はない。

また、本件異議申立てとは関係ない事項である。

第5 審査会の判断

1 異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容の特定

(1) 異議申立人が開示請求する「納付履歴」は、異議申立人とその元妻である〇〇〇〇との共有物であった家屋の固定資産税の納付履歴のことである。

(2) 異議申立人のいう「H〇〇. 5. 31〇〇主査が開示したもの」とは、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴であり、氏名は「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっており、平成16年から平成19年の固定資産税の納付履歴が記載されているものであ

る。

平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴については、平成24年12月21日に一部開示決定がなされ、異議申立人に一部開示が行われている。

- (3) 異議申立人作成の個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容は「H16年からH19年の氏名を〇〇〇〇共有者〇〇〇〇として住所及び個人番号、世帯番号の記入された納付履歴（まちがってもH〇〇. 5. 31〇〇主査が開示したものではない）」であるから、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴を除いて、平成16年から平成19年の氏名を〇〇〇〇共有者〇〇〇〇として住所及び個人番号、世帯番号の記入された納付履歴を、実施機関が保有しているか否かということになる。

2 検討

- (1) 異議申立人の開示請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明の要旨は次のとおりである。

「納付履歴」は、滞納整理システムに保存する公文書である電磁的記録を所定の書式に印刷したものである。

異議申立人とその元妻である〇〇〇〇との共有物であった家屋については、滞納整理システム上の氏名は、開示請求以前の時点で、資産税課により、「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」に変更されている。

なお、納付履歴の宛名（住所、氏名）が変わったのみであり、納付履歴が途切れているわけではない。

滞納整理システムから印刷する帳票については、印刷時点において滞納整理システムに登録されている内容を印刷するものであるため、現在、印刷できるものは、氏名が「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっているもののみである。

したがって、氏名が「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっている納付履歴は、現在は印刷できない（存在しない）。氏名が「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっている納付履歴は、平成〇〇年5月31日に印刷された〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴しかない。

(2) 審査会の検討結果は次のとおりである。

滞納整理システムにおける宛名の変更手続や納付履歴の説明について、実施機関の上記説明に特段不合理な点は認められなかった。

現在、滞納整理システムから印刷できる納付履歴は、氏名が「〇〇〇〇共有者〇〇〇〇」となっているもののみであり、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴を除いて、平成16年から平成19年の氏名を〇〇〇〇共有者〇〇〇〇として住所及び個人番号、世帯番号の記入された納付履歴を、実施機関は保有していないと認められる。

3 その他の主張について

第3・2(5)記載の主張については、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴を除いて、平成16年から平成19年の氏名を〇〇〇〇共有者〇〇〇〇として住所及び個人番号、世帯番号の記入された納付履歴を、実施機関が保有しているか否かという判断との関係性が認められないため、当審査会はこの点について事実調査や判断等を行うものではない。

4 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(収納第2843号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年12月 4日	実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問
平成27年12月 8日 (第3回審査会)	審議
平成28年 1月14日 (第4回審査会)	審議
平成28年 2月 8日 (第5回審査会)	審議
平成28年 2月16日	出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

板垣正和、多久和淑子、中井洋輔、原量範、福田真也